

令和3年第2回衣浦東部広域連合議会臨時会

## 議案説明書

(令和3年11月26日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第10号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

## 議案第10号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

人事院勧告に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

### 2 改正の概要

#### (1) 期末手当の支給率の改正（第1条及び第3条関係）

令和3年6月期及び12月期の期末手当の支給率を次のとおり改める。

職員区分	改正後	改正前
一般職員及び 会計年度任用職員	6月：100分の127.5 12月：100分の112.5	100分の127.5
再任用職員	6月：100分の72.5 12月：100分の62.5	100分の72.5

#### (2) 期末手当の支給率の改正（第2条及び第4条関係）

令和4年度以降の期末手当の支給率を次のとおり改める。

職員区分	改正後	改正前
一般職員及び 会計年度任用職員	100分の120	6月：100分の127.5 12月：100分の112.5
再任用職員	100分の67.5	6月：100分の72.5 12月：100分の62.5

### 3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(2)については、令和4年4月1日から施行する。



新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例（平成15年4月1日衣浦東部広域連合条例第16号）（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号）

(第3条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新旧対照表

○衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年12月26日衣浦東部広域連合条例第6号）

(第4条関係)

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>表 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>



